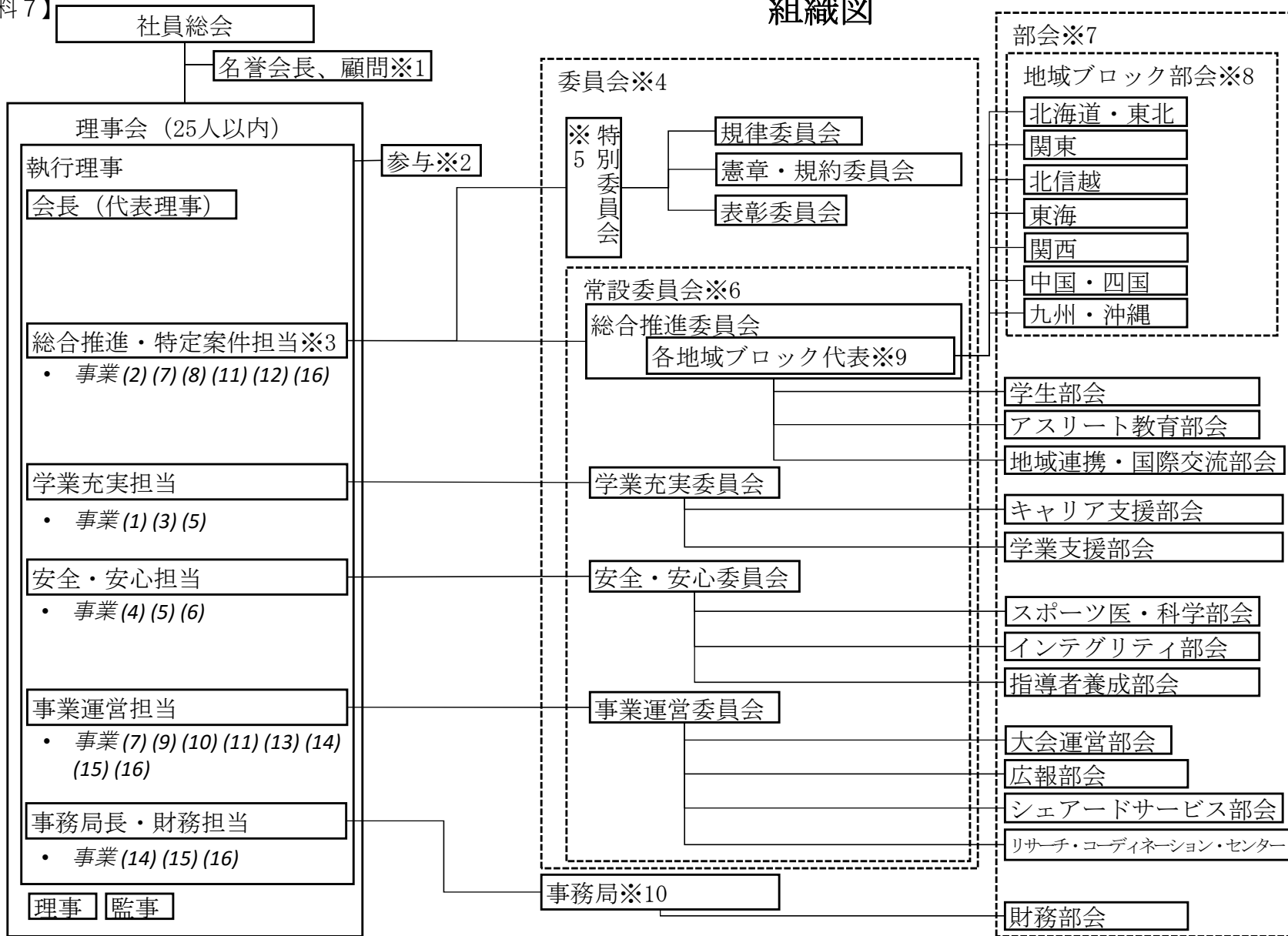


組織図



第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学スポーツに取り組む学生（大学入学予定者を含む。）の学業の充実を図るための事業。
- (2) スポーツの価値やスポーツを行う意義の普及及び啓発のための事業。
- (3) 大学スポーツに取り組む学生のキャリア形成を支援するための事業。
- (4) 大学スポーツに取り組む学生が安全に、かつ、安心して大学スポーツに取り組める環境を整備する事業。
- (5) 大学スポーツの振興並びに大学スポーツに取り組む学生の学業、安全及び健康に関する研究調査、情報提供及び広報の事業。
- (6) 大学スポーツの指導者及びマネジメントに携わる者を養成するための事業。
- (7) 大学スポーツに関する表彰事業。
- (8) 大学スポーツに関する諸規約の制定。
- (9) 大学スポーツ振興のためのスポーツ大会の開催。
- (10) 放送等を通じた大学スポーツの広報普及。
- (11) 大学スポーツを通じた、又は大学スポーツに関わる資源を活用した地域及び国際的な貢献と交流に係る事業の支援。
- (12) 大学内で大学スポーツの運営に携わる組織、並びに大学スポーツに関わる学生競技団体及び中央競技団体の活動を支援する事業。
- (13) 競技スポーツをはじめとするスポーツを実施する、観る又は支える学生を増加させるための事業。
- (14) 施設の管理、運営、整備及び賃貸。
- (15) 事業の遂行に必要な財源調達のための知的所有権の管理及び商標提供。
- (16) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

※1 名誉会長及び顧問は、この法人の事業運営について、会長の諮問に対して、又は、社員総会に対して意見を述べることができる。

※2 参与は、補佐する執行理事に対して、又は、担当する委員会に対して意見を述べることができる。

※3 総合推進・特定案件担当は、委員会横断的な事業や他の委員会に該当しない事業のほか、この法人の目的を達成するために臨時又は特別に必要な事業を担う。

※4 定款第4条に定めるこの法人の事業は、各委員会が分担する。

※5 特別委員会は、特定の案件について予め期間を限定して設置する委員会の総称。ただし、期間を延長することができる。特別委員会として記載している委員会は例。

※6 委員会は担当理事、その他の理事、会員及び有識者から構成することができる。これらの委員は、理事会が推薦し、会長が委嘱する。

※7 理事会の決議により、必要に応じて委員会の下に部会を設置することができる。記載している部会は例。ただし、地域ブロック部会と財務部会は必置とする。

※8 地域ブロック部会には、大学会員と地区学生競技団体会員が所属する。地域ブロック部会では、いずれの会員も議決権を有する。

※9 地域ブロック代表として選任された者は本法人の理事候補とし、社員総会の決議を経て選任する。

※10 事務局は各委員会の運営事務局も務める。